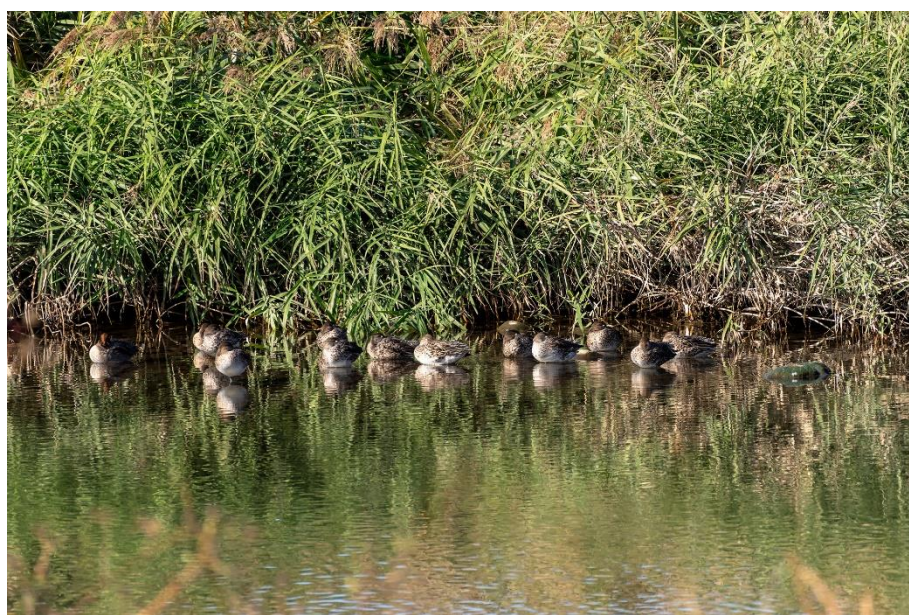


2. 環境の現状と課題



川岸近くで休むカルガモたち（撮影場所：入間川）

2. 環境の現状と課題

(1) 環境を取り巻く動向

ア 世界の動向

①「持続可能な開発目標(SDGs:エスディーゼーズ)」の採択

2015(平成 27)年の国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画で、その中核として「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられました。

SDGs は、発展途上国のみならず先進国を含むすべての国が 2016(平成 28)年から 2030(令和 12)年に取り組む国際目標であり、17 のゴール(2030(令和 12)年におけるあるべき姿)と 169 のターゲット(達成すべき具体的目標)が設定されました。経済、社会及び環境の 3 つの側面を統合的に解決する考え方が示され、また、17 のゴール及び 169 のターゲットが相互に関係しており、1 つの行動によって複数の課題の解決をめざすという特徴を持っています。国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典:国際連合広報センター

■ 持続可能な開発目標(SDGs)の 17 のゴール

②「パリ協定」の採択

2015(平成 27)年にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において、「京都議定書*」以来の法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

世界的な平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えるとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的として、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収の均衡を達成することを目指しています。

2021(令和 3)年に開催された COP26 では、「パリ協定」の 1.5℃努力目標達成に向け、全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の削減及び非効率な化石燃料補助金の段階的廃止を含む努力を加速すること、先進国に対して、2025(令和 7)年までに途上国の適応支援のための資金を 2019(令和元)年比で最低2倍にすることが求められています。

イ 国の動向

①「第五次環境基本計画」の策定

2018(平成 30)年に閣議決定された「第五次環境基本計画」では、SDGs の考え方を活用しながら、分野横断的な重点戦略を設定し、環境政策による経済・社会的課題の「同時解決」の実現を目指しています。その中で、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取り組みを推進していくこととしています。また、重点戦略には、気候変動対策や低炭素社会の実現に関する内容が含まれているとともに、「食品ロスの削減」、「マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進」などの環境課題への取り組みが示されています。



出典：「第五次環境基本計画の概要」(環境省)

■第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方

②「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた地球温暖化対策の推進

国は、2020(令和 2)年に「2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)」とすること、2021(令和 3)年には「2030年の削減目標を2013年度から46%削減することとし、さらに50%の高みに向けて、挑戦を続けていくこと」を宣言しました。同年5月に「地球温暖化対策の推進に関する法律*」の一部を改正する法律が成立し、自治体への再生可能エネルギー*の導入目標の設定が努力義務となり、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組みが求められています。さらに、同年10月には「地球温暖化対策計画*」の改訂が閣議決定され、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策が記載されました。

③気候変動適応策の推進

地球温暖化及びその他の気候変動による影響に対応し、被害の防止・軽減を図るため、気候変動適応を推進することを目的として、2018(平成 30)年に「気候変動適応法」が施行され、同年に「気候変動適応計画」が閣議決定されました。その後、2021(令和 3)年に計画が変更され、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取り組みが示されています。地方公共団体に対しては、自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動への適応策が求められています。

緩和とは？
原因を少なく

2つの気候変動対策

適応とは？
影響に備える

緩和策の例

- 節電・省エネ
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 水利用の工夫
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること(緩和)が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと(適応)が重要です。

出典:気候変動適応情報プラットフォーム

■緩和と適応

④生物多様性の保全

2010(平成 22)年に開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)*において愛知目標が採択されました。愛知目標は、2020(令和 2)年を達成年とし、20 の目標が掲げられていましたが、2020(令和 2)年時点で目標は達成されておらず、達成できた要素は全体の約 1 割と報告されています。

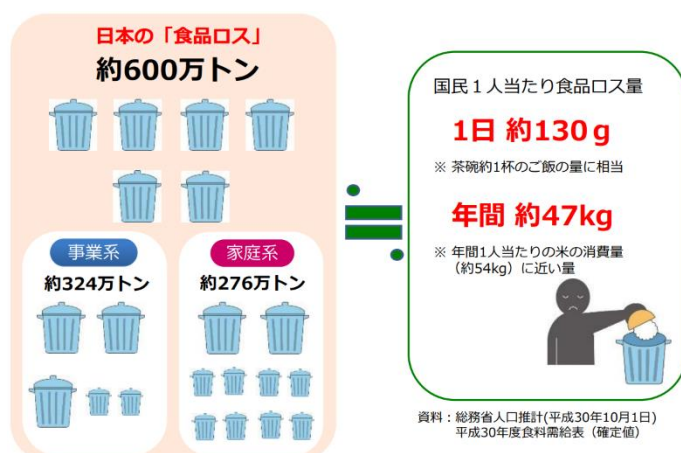
国では、ポスト愛知目標に向かって、SATOYAMA イニシアティブ*のさらなる展開、グリーンインフラなど生態系を基盤とした気候変動対策や防災・減災対策(Eco-DRR*)、経済活動における生物多様性への配慮、物流に伴って非意図的に侵入する侵略的外来種への国際的な対処などを重視していくこととしています。

⑤循環型社会*の形成及び食品ロス*・プラスチックごみ問題への取り組み

2018(平成 30)年に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、SDGs の考え方を活用し、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理のさらなる推進と環境再生などを掲げ、その実現に向けて国が講ずべき施策を示しています。

食品ロスの削減に向けて、2019(令和元)年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、2020(令和 2)年には「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。その中で、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することが求められています。

プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に注目されており、国は、2021(令和 3)年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を公布し、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み(3R+Renewable*)を促進するための措置を講じるとしています。



出典：「食品ロス及びリサイクルをめぐる情勢」（農林水産省 Web サイト）
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_4-130.pdf

■日本の食品ロスの状況(平成 30 年度)

ウ 埼玉県の動向

①新しい社会に向けた動きを踏まえた環境施策の推進

埼玉県は、埼玉県環境基本条例の基本的理念である「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」を図るため、「埼玉県環境基本計画」に基づき、環境施策を推進しています。「次期埼玉県環境基本計画(案)」(2021(令和3)年10月11日県民コメント実施時)では、脱炭素社会*及び循環型社会づくり、自然共生社会づくり、産業・地域・人づくりの3つについて長期的な目標を掲げています。近年の国内外の動向の踏まえるとともに、ICT*などの技術革新やシェアリングエコノミー*、新型コロナウイルス感染症への対応に伴う新しい社会の在り方に向けた動きなどの社会経済の変化、再生可能エネルギーの利用拡大、食品ロスの削減の取り組みなどの推進を踏まえ、環境施策を展開しています。

②地球温暖化の緩和策及び気候変動への適応策の推進

2020(令和2)年に「埼玉県地球温暖化対策実行計画(第2期)」を策定し、「2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減する」ことを目標とするとともに、「地域気候変動適応計画」を内包し、適応策に積極的に取り組むとしています。緩和策として、産業・業務部門では、温室効果ガス排出量を削減するための地球温暖化対策計画の作成・提出・公表の義務付けや、大規模事業所に対する目標設定型排出量取引制度の導入を行っています。また、2021(令和3)年に「第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」を策定し、「令和12年度(2030年度)における県の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成25年度(2013年度)比28%以上削減」の目標を掲げています。

③各分野における生態系の再生・保全

生物多様性の保全及び生物多様性への影響を回避または最小にしつつ、持続可能な利用に向けて、2018(平成30)年に「埼玉県生物多様性保全戦略」を策定しました。この基本戦略では、生物多様性と関わりの深い自然環境分野に限らず、農林業、河川整備、都市地域の緑の創出等の各分野において、自然環境への配慮や生態系の再生・保全、維持していくための担い手の育成等、生物多様性の保全に資するとされる取り組み内容を示しています。

④廃棄物の削減及び再資源化・適正処理の推進

人口700万人を超え、廃棄物の排出量が全国的に高い水準である埼玉県では、廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進が課題であるとともに、災害廃棄物の適正処理や少子高齢化・人口減少における持続可能な廃棄物処理に向けた取り組みが求められていることを踏まえ、2021(令和3)年に「第9次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しました。「食品ロスの削減」、「プラスチック資源の循環的利用の推進」、「廃棄物処理の持つエネルギーの有効活用」の3つを重要課題とし、一般廃棄物の再生利用率と食品ロス量を新たな目標に掲げています。

(2) 市の環境の現状

ア 地球温暖化（地球環境）

①SDGs の達成に向けた取り組みの推進

SDGs の達成に向けた取り組みを行政経営における重要な指針の一つと捉え、「第4次狭山市総合計画後期基本計画」に位置付け、積極的に推進しています。

②市の取り組み状況

住宅用省エネルギーシステム設置費補助制度に、新たに電気自動車・燃料電池自動車の購入者を補助対象に加え、クリーンエネルギー推進補助制度として、制度に関する情報提供を行うなど、省エネルギー住宅等の普及に取り組んでいます。また、マイタウンソーラー発電所3号機、4号機を設置し、再生可能エネルギーの利用推進とともに、再生可能エネルギー活用に関する普及啓発を行っています。



■マイタウンソーラー発電所
4号機のソーラーパネル

都市計画道路整備時における歩道と自転車等用通行帯の分離や、市内循環バス「茶の花号」の運行ルートの見直しなど、車の利用をひかえる生活のための環境整備を行っています。



■電気自動車

2021(令和 3)年、所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の5市で構成される「埼玉県西部地域まちづくり協議会」において「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、3つの柱「省エネルギー化の推進」、「再生可能エネルギーの利用・促進」、「森林の整備・保全・活用」を軸に取り組みを推進しています。本市は、省エネルギー化の推進のため電気自動車を導入しました。

気候変動による被害を軽減するため、指定避難所等への再生可能エネルギー発電設備の導入や熱中症予防のための注意喚起、埼玉県茶業研究所と連携した茶の害虫被害を回避するための情報共有及び技術指導者の講習の実施などを行っています。

③市民・事業者の環境意識

市民意識調査において、地球温暖化対策を進めるために市が取り組むべき施策として、「補助制度の充実」が最も多く挙げられ、次いで「市の率先した再生可能エネルギー設備導入」、「環境学習・環境教育の充実」が多く挙げられました。

事業者意識調査において、地球温暖化対策のための行政の支援の重要度として、「事業者への経済的支援」が最も高く、次いで「環境に配慮した工業団地の推進」、「新エネルギー利用などの参考となる公共施設の整備」となりました。

イ 自然環境

①市の取り組み状況

人と自然との共生を目標として、緑地を公有地化し、市内に残された貴重な緑地の保全を図っています。緑地・雑木林は、市民参加により適切に保全しており、市民と自然とのふれあいの場となっています。こども動物園や都市緑化植物園において、自然観察会などを実施しています。また、農地の利用集積を推進し、保全を図るとともに、環境保全型農業の普及、地場農産物のPRと販売促進をしています。

入間川・不老川の水生生物について調査し、環境講座等のテーマとするとともに、外来種等に関する情報を提供しています。また、新富士見橋から昭代橋間の左岸に入間川にこにこテラスを整備し、誰もが川に親しみをもてる憩いの空間として活用しています。



■入間川にこにこテラス

②市民の環境意識

市民意識調査において、緑地や水辺の保全、自然とのふれあい等に関する取り組みの重要度は高く、特に「樹林地や川の保全・管理」、「緑化の維持管理の向上」、「公園や広場などの整備・管理の充実」の重要度が高くなりました。

ウ 生活環境（地域環境）

①市の取り組み状況

ごみの減量化及び分別について、出前講座や廃棄物減量等推進員と協働で啓発活動等を行うとともに、収集日や分別方法の確認、出し忘れ防止アラート機能等をもつ、ごみ分別アプリの活用を促進しています。事業者に対しては、県の事業系廃棄物削減キャンペーンに伴う啓発活動や事業所立入り検査等を実施しています。また、庁舎内フードドライブ*を実施し、食品ロスの削減に取り組んでいます。資源の有効活用のため、焼却灰等の全量リサイクル*を実施するとともに、小型蒸気発電機の設置により余熱エネルギーの有効利用を図っています。

環境汚染を防止するため、大気汚染、水質汚濁、地下水汚染、騒音等について定期的に調査を行うとともに、関係工場・事業場等に対して立入検査を実施し、必要に応じて指導・監督を行っています。

ポイ捨て禁止等の啓発看板の配布やポイ捨て防止パトロール等の各種啓発活動を実施しており、不法投棄物の撤去量は減少しています。また、入間川クリーン作戦の実施やアダプトプログラム*の活動支援を行い、市民・事業者の活動促進を図っています。



■入間川七夕まつりにおける
クリーンボランティア

②市民の環境意識

市民がごみの減量と資源の有効利用に向けて日ごろ行っている取り組みとして、「ごみ出しのルールを守る」、「野外でのレジャーで出たごみは持ち帰る」、「レジ袋をもらわない」が多く挙げられました。一方、「生ごみの堆肥化」、「リサイクルプラザの利用」、「リサイクルショップ、フリーマーケットなどの利用」は、日ごろ行っていると回答した市民の割合が低い結果となりました。

市民意識調査において、市の環境をよくするための取り組みとして「大気汚染対策」、「水質の改善」、「騒音・振動対策」、「有害化学物質による環境汚染対策」は重要度が高くなりました。

エ 多様な主体の協働

①市の取り組み状況

市内小中学校において、環境教育の充実を図っています。NPO 法人さやま環境市民ネットワークや公民館との連携による環境学習講座の開催や環境イベントの実施支援を行っています。また、中央図書館やリサイクルプラザなど様々な場所において環境学習の機会を提供し、市民・事業者が環境情報に触れることで環境意識を醸成するよう働きかけています。



■ 環境講座

毎年度、環境レポートを発行し、各種環境調査結果や環境施策の進捗状況を公表しています。

②「埼玉県西部地域づくり協議会」の取り組み

所沢市・飯能市・狭山市・入間市・日高市の 5 市で「埼玉県西部地域まちづくり協議会」を構成し、「地域循環共生圏」の考え方を取り入れた、地域の特性を活かしたまちづくりを進める広域行政推進体制で、圏域市民の交流事業や公共施設の共同利用、専門部会による広域行政の推進などの活動を展開しています。

2021(令和 3)年に「ゼロカーボンシティ共同宣言」を表明し、5 市の特徴を活かしながら、市域を超えて 2050(令和 32)年までに二酸化炭素の排出実質ゼロを目指しています。

③市民・事業者の環境意識

市民意識調査において、環境学習等に関する取り組みとして、「環境講座に参加するなど、環境について学習している」と回答した市民は 6.6%、「環境保全の市民活動に参加している」と回答した市民は 2.5%と低い結果となりました。

事業者意識調査において、「地域の環境保全活動への協力を今後は行っていきたい」と回答した事業者の割合は、前回調査(2015(平成 27)年実施)とあまり変化しておらず、地域の活動に協力したいと考えているが、実際は取り組めていない事業者が多くあると考えられます。

(3) 環境の現状を踏まえた課題と今後の方向性

ア 地球温暖化

ゼロカーボンシティの実現に向けて、温室効果ガス排出量削減対策に一層取り組んでいく必要があります。公共施設への再生可能エネルギー発電設備の導入や省エネ型住宅・建築物の普及、公共交通機関の利便性の向上及び交通不便地域の解消などに取り組むとともに、市民の意識向上を図り、環境負荷の少ないライフスタイルの定着を推進することが求められます。

イ 自然環境

引き続き市内の緑地の確保・保全及び樹林地や川の保全と適切な管理を行うとともに、公園や広場などの整備・管理の充実、緑化の維持管理の向上に努めていくことが求められます。外来生物の増加による固有種の減少や樹木の食害等がみられており、市民や団体等と協働して外来生物を適切に防除し、生物多様性の保全を図る必要があります。農地の利用集積を進めるとともに、耕作放棄地等を利活用して市民に土や緑とのふれあいの場を提供することで、市民の農業への関心を高めることが必要です。

ウ 生活環境（地域環境）

ごみの削減に向けて引き続き啓発を行うとともに、家庭での生ごみの堆肥化、リサイクルショップやフリーマーケットの利用といった日頃の環境保全活動への参加について情報提供を強化していく必要があります。食品ロスの削減に向けた取り組みを拡大・推進していくことや、新しい生活様式*への変化を踏まえ、ごみの減量化・再資源化、きれいなまちづくりの推進に向けて、市民・事業者と協働で取り組んでいくことが求められます。

市内の大気環境や水質等は概ね良好な状態に保たれており、継続的な監視と発生源への対策及び苦情に対して適切に対応していくことが求められます。引き続き有害化学物質等の監視を続けるとともに、市民に向けた情報提供に努めていく必要があります。

エ 多様な主体の協働

市民の意識醸成を図るため、魅力的なイベントの実施や環境情報を充実させるとともに、新しい生活様式を踏まえた参加方式への変更など、より多くの市民が参加できるようなイベントの実施方法を検討していくことが求められます。リサイクルプラザに関する情報の効果的な発信及び有効活用の方法を検討する必要があります。環境団体だけでなく、福祉・防災・子ども会等多方面にわたる協働のネットワークを構築し、課題に対して多面的に取り組んでいくことが必要です。